

も夫に食著せず、次第に大火と見るを、未だ焼鎮まらざる内に、木曾山を志し、僅十兩に足らぬ金を携へ、夜を日に繼で彼地に馳趣き、則問屋方江著て門内を見れば、問屋の子供表に遊び居けるに、懐より小判參兩取出し、小刀にて穴を明け、紙縷を通して、持遊のからくにして、件の子供にあたへ、案内を乞ふ、亭主に逢て、某は江都の者に候が、大造なる急用有て、材木を多く調度、手代并に所従の者は追々跡より參積、某は片時も早く用事を辨度存じ、夜を日に續で先へ到著す、金子は跡の者共持參すべし、先有合ふ材木を悉く見積りて、隨分に調へ申さんと云、亭主も十右衛門が體を熟見るに、如何様大造の事に掛る間敷人相に非ず、其の上小供へ小判を持遊びにして、呉れたる様子、實に江府に於て大器の分限者ならんと察して、是を馳走し、段々に材木を見せけるに、一々直段を究め、有合の材木を不殘買上て、極印を入る、斯て江戸には焼跡の小屋懸け段々に始る處に、材木屋に有る處の材木共も過半焼失すれば、材木大きに拂底して、直段追日高直に成り、江府中の手間と成故に、材木屋共追々木曾に來り買求とするに、有合ふ材木之分は悉く十右衛門が極印有て、外ニ賣木なし、依之皆々十右衛門ニ便り、相對して是を所望しける故、夥敷利分を取て賣渡し、則其金を以問屋を仕切、須臾に數千兩の金を貯て江府に歸、家居廣くきらびやかにしつらひ、手代以下多く召抱、所々の普請を請負ふ、元來才智逞敷者なれば、公儀御普請懸りの役人へ悉く取入、其外諸家の普請役へも一々取入すと云事無く、追日其名高く、後には請負事は此の十右衛門が手を離れては難、出來様に成しかば、諸請負人渠に従ふて事を成すに仍て、益分限に成り、剃髮して河村瑞軒と號す、

失富

〔明良洪範續篇三〕又紀伊國屋文左衛門ト言富商有リ、此者元來貪利ニカシコク、俄ニ富家ニ成リケル上、猶又上野中堂御普請ノ受負ヲナシ、數萬金ヲ儲ケ、大富家ニ成リ、今ハ驕慢ノ氣出、金銀ヲ湯水ノ様ニ遣ヒ捨ケル、元祿十三年夏、評定所へ願ヒ出ケルニハ、此節ハ御用ノ御間ト存ジ候へ